

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第57号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター  
条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンターの項及び京都市洛西ふれあいの里授産園の項を削る。

別表第2京都市洛西ふれあいの里療護園の項及び京都市洛西ふれあいの里更生園の項を削る。

別表第3京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンターの項及び京都市洛西ふれあいの里授産園の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)